

インドネシア金型事業実施に係る金型設計専門家の公募

2015年7月1日

独立行政法人 日本貿易振興機構
副 理 事 長 宮本 聡

日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という）では、インドネシアの金型産業育成を目的とした支援事業を実施しています。この度、本事業における専門家を以下の要領で募集します。

ご関心をお持ちの方は、下記公募内容をご確認の上、ご応募ください。

記

1. 事業目的

ジェトロは日本・インドネシア経済連携協定（EPA）に基づき、2008年度よりカウンターパートであるインドネシア金型協会（IMDIA）と共に、インドネシアの金型企業の技術向上支援事業を実施している。インドネシアの金型分野における人材育成、地場企業の技術・設備の能力向上、現地調達率拡大を目指す日系企業支援を目的としている。

2. 業務委託内容

(1) インドネシアで開催するセミナーでの講義及び評価

モールド金型設計、プレス金型設計、鋳造金型設計の3分野（各分野1名）合計3名の専門家を選定し、講師として後述の日程にて派遣する。現地では以下の項目に関し、講義・評価を行う。

- 第1回派遣：セミナーにて現地企業技術者への指導、それら技術者の課題の発見、改善指導
- 第2回派遣：改善指導の定着の確認及び必要に応じ更なる指導

(2) 派遣に係る付帯業務

- 派遣前におけるジェトロとの協議と指導実施時に使用する資料の準備・提出
- 現地派遣後の活動報告書（課題点の抽出とその解決方法の提案を含む）の提出
- その他、本事業遂行に必要な業務。

※ 業務内容の詳細は、派遣決定後にジェトロとの打合せの上確定。

3. 募集人数

3名（モールド金型設計、プレス金型設計、鋳造金型設計、各分野1名）

4. 派遣日程・期間

分野		派遣開始 予定	派遣終了 予定	日数	
					合計
モールド金型設計	第1回目	8月下旬	9月上旬	2週間程度	3週間程度
	第2回目	10月下旬	10月下旬	1週間程度	
プレス金型設計	第1回目	9月上旬	9月中下旬	2週間程度	3週間程度
	第2回目	11月上旬	11月上旬	1週間程度	
鋳造金型設計	第1回目	9月下旬	10月上旬	2週間程度	3週間程度
	第2回目	11月中旬	11月中旬	1週間程度	

※ 時期、期間、回数については現地関係機関と調整の上、決定。

5. 派遣先国：

インドネシア共和国

6. 契約形態：

ジェットロと本人（または所属企業・団体等）が業務委託契約書を締結する業務委託方式

7. 応募条件

- (1) 事業に必要とされる専門性と応募者の専門分野が合致していること。
- (2) 当該専門分野の実務経験が5年以上あること。
- (3) 健康状態が良好であり、業務を遂行する上で支障がないこと。
- (4) 日常会話程度の英語力があること。
- (5) 応募に関し、所属先がある場合はその了解が得られていること。
- (6) 刑事罰を受けていないこと（係争中を含む）。
- (7) 本事業及び他のジェットロ事業で派遣実績のある場合、派遣期間中に指導内容、指導姿勢等に重大な問題、または事務手続き、業務報告等に重大な問題を起こしていないこと。

8. 委託費および旅費等の経費支払

(1) 海外派遣

ジェットロの規程に基づき出張旅費（日当・宿泊料）、海外派遣期間中の謝金1日あたり20,000円（不課税）および本邦・当該国間の往復エコノミー航空券（現物）を支給。

- (2) 派遣期間中の現地での業務の実施が伴わない土曜日、日曜日などの休日については謝金の支払いの対象としない。

※留意事項

採択者が課税事業者である場合は、契約時に以下の書類を提出してください。

- ① 「課税事業者届出書」（写）または「課税事業者選択届出書」（写）

② 納税証明書（その3：消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明）、又は、課税期間分の消費税及び地方消費税の申告書（写）

・採択者が免税事業者である場合は「消費税及び地方消費税」を契約金額に上乗せして契約することはできませんのでご注意ください。

・なお、契約途中で課税事業者、免税事業者のステータスが変った場合は、遅滞なくジェトロにご連絡をいただくようお願いいたします。

・受託者が個人の場合は、ジェトロによる源泉徴収額を差し引いた額を支払う。

9. 応募方法・選考手続き

(1) 公募期間：2015年7月1日（水）～7月14日（火）17：00

(2) 選考手順：

①応募書類に記入の上、2015年7月14日（火）17：00までに下記のアドレスに電子メールまたは郵送にて提出してください（郵送の場合は同日必着）。

※専門分野や業務経験などはできるだけ詳細に記入してください。

②書類選考の後、面接等を経て採否を決定します。面接にかかわる交通費は支給しません。

③選考結果の公表：

採否のみ応募者本人に通知する（採否理由はお答えできません）とともに、採択者をジェトロ・ホームページ上で公表します（個人名は除く）。また、提出書類は返却しません。

(3) 選考基準

① 事業の目的、必要性や達成すべき目標を十分に理解していること。

② 事業の実施上に必要な専門知識（機械・金型に係る広範な知識、技術等）が豊富であること。

③ 当該分野の指導経験があること。

④ コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、協調性を有していること。

10. その他特記事項

・本事業において知り得た情報や事業遂行上作成した資料（技術指導に関する資料、報告書等）の知的所有権および事業成果はジェトロに帰属する。また、ジェトロの情報セキュリティ規程を遵守して業務を遂行すること。

・事業に係る予算等の都合により、派遣時期・活動期間・活動国の変更、契約期間の変更や契約金額の変更または契約の解除が生じる場合がある。

・委託業務の全てもしくは一部を第三者へ再委託することを禁じる。

11. 個人情報の取り扱いについて

この公募に関して書類にご記入いただいた個人情報は適切に管理し、専門家選定および業務委託に係る諸手続きのために利用します。

12. お問い合わせ・応募書類提出先（担当部課）

ジェトロ ビジネス展開支援部 途上国ビジネス開発課 アジア支援班（担当：北條、伊東）
〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル

E-mail: BDC@jetro.go.jp

※電話、FAXでの問い合わせはお受けしておりませんのでご了承ください。

＜独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について＞

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への O B の再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構 O B）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ①契約締結日時点で在職している当機構 O B に係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 - ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- ※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として 72 日以内（4 月に締結した契約については原則として 93 日以内）